

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)

- 2008年6月 ラッド豪首相による提案
- 2008年7月 日豪首脳会談(日豪の共同イニシアティブで行うことを決定)
- 2008年9月 国際委員会委員の確定・発表(25日、於ニューヨーク)

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会

○ 共同議長

川口順子元外務大臣(日)

ギャレス・エバンス元外務大臣(豪)

○ 委員

共同議長及び核兵器国5か国を含む
15か国から各1名参加



協力・助言

諮問委員会・調査研究機関

(目的)

核不拡散、核軍縮(及び原子力の平和的利用・核テロ)に関する現実的・行動志向の勧告。2010年5月のNPT運用検討会議の成功に貢献。具体的な勧告等を含む報告書を提示。

(これまでの会合)

- 2008年10月20日～21日 第1回会合(シドニー)
- 2009年2月14日～15日 第2回会合(ワシントン)
- 6月20日～21日 第3回会合(モスクワ)
- 10月16日～20日 第4回会合(広島)
- 12月中旬に 報告書発表

「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」報告書 “ELIMINATING NUCLEAR THREATS” -包括的行動計画-

最小化段階

廃絶段階

短期的行動計画
(現在～2012年)

中期的行動計画
(2012年～2025年に向けて)

長期的行動計画
(2025年を超えて)

最小化地点 (Minimization Point)

「最小化地点」とは

→ゼロが手に届く範囲内で、以下の「中期的軍縮目標」が漸進的に達成される地点。

- すべての核武装国による核弾頭保有総数(全ての種類)を2000以下に削減。
 >米露でそれぞれ500発まで削減。他の核武装国は核軍備を増強しない。(and desirably significant reduction)
- 合意された核ドクトリン:すべての核武装国による先制不使用へのコミットメント
- 信頼可能な戦力態勢:そのような核ドクトリンを反映した配備と警戒態勢

1. 短期的行動計画（現在～2012年）

（核軍縮）

- 米露による戦略兵器削減交渉の早期妥結及び更なる交渉による削減（すべての核兵器）
- 核政策に関する早期の進展：全ての核武装国による以下の措置
 - ①核兵器の目的を核兵器使用の抑止のみに限定する宣言を全ての核武装国に要請（同盟国に対しては生物、化学兵器等の脅威に対し強固な安全保証を供与）（注：但し、2012年までに進展が見られない場合は中期的に主要な措置となる）
 - ②NPT遵守非核兵器国に対する消極的安全保証の供与（安保理決議により法的拘束力を付与）
- すべての核武装国による核軍備を増強しないことへの早期のコミットメント
- すべての核武装国による多国間軍縮プロセスに向けた準備（全ての関係国間（米と露・中国間を含む）の戦略対話、軍縮会議（CD）のフォーラムとしての活用等）

（核不拡散）

- イラン・北朝鮮の核問題の交渉による満足すべき解決
- NPT非加盟国（インド、パキスタン、イスラエル）に対し、同等のルール（CTBT、FMCT、拡散に対する安全保障構想（PSI）、安保理決議1540等）を適用することで不拡散体制を強化
- （核軍縮・核不拡散）
- 2010年NPT運用検討会議における核軍縮・不拡散措置20項目の提案（核軍縮の13措置の更新及び拡大、保障措置・検証措置の強化、脱退を国際の平和と安全に対する脅威とみなし安保理が取り上げる、IAEA強化、中東非核地帯実現のため国連事務総長が国際会議を開催等）
- 生物・化学兵器禁止条約の普遍化
- CTBTの発効（それまで実験自粛）、FMCT交渉の終結（発効まで生産自粛）

1. 短期的行動計画（現在～2012年）（続き）

- IAEA保障措置の追加議定書の普遍化、その各関連供給条件化
.(平和利用)
- 核燃料サイクルの多国間管理化、拡散抵抗技術等に関する官民協力に向けた前進
(核セキュリティ)
- 改正核物質防護条約の早期発効、核兵器物質等の防護のための協調的脅威削減プログラム等の国際的な実施の加速化

2. 中期的行動計画（2012年～2025年に向けて）

- 最小化地点(2025年)までの「中間的核軍縮目標」(①全ての核弾頭数を2000以下、②全ての核武装国による共通の先制不使用のコミットメント、及び③信頼・検証可能な核の配備・警戒態勢、の実現)の漸進的達成。
- ミサイル・システム及び戦略ミサイル防衛、宇宙兵器システム、生物兵器、通常兵力不均衡等に係る安全保障上の問題の漸進的解決
- 「核兵器のない世界」への究極的移行を法的に確保するための包括的核兵器(禁止)条約の策定
- NPT体制及びIAEAの強化措置の実現
- 核燃料サイクル多国間管理、拡散抵抗技術等の漸進的達成

3. 長期的行動計画（2025年を超えて）

- 重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核抑止力が不要と見なされる地政学的条件の創出
- 核抑止能力維持を正当化しない軍事的条件の創出（通常兵器不均衡、ミサイル防衛システム等）
- 核兵器禁止違反を探知しうる強固な検証能力と違反の可罰化（法体系の整備）
- 兵器開発に結びつかない核燃料サイクルや核兵器関連知識の管理体制の創設
- 核兵器の設計・組立に係る個人の知識が不正に使用されないための人事管理体制の創設

4. 報告書勧告実施のために

- フォローアップ（上下双方へのアプローチ）、教育、NGO、研究機関の重要性
- 核兵器禁止条約に関する作業の開始
- 国際著名人パネルによる成績表の作成
- 世界核不拡散・核軍縮センターの設立を検討